

第一百六十五回

参議院総務委員会議録第十一号

平成十八年十二月十二日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
十二月八日

辞任

足立 信也君

補欠選任
内藤 正光君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

山内 俊夫君

景山俊太郎君

二之湯 智君

森元 恒雄君

伊藤 基隆君

那谷屋正義君

小野 清子君

河合 常則君

木村 仁君

山崎 力君

山本 順三君

吉村剛太郎君

芝 博一君

高嶋 良充君

内藤 正光君

澤 雄二君

吉川 春子君

又市 征治君

長谷川憲正君

宮下 一郎君

谷 博之君

円 より子君

和明君

○衆議院議員(宮下一郎君) ただいま議題となりました独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案につきまして、発議者衆議院議員宮下一郎君から趣旨説明を聴取いたします。宮下一郎君。

○衆議院議員(宮下一郎君) ただいま議題となりました独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国会衆第二号)について、発議者衆議院議員宮下一郎君から趣旨説明を聴取いたします。宮下一郎君。

まず、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国会衆第二号)について、発議者衆議院議員宮下一郎君から趣旨説明を聴取いたします。宮下一郎君。

第一に、行政の効率的実施の観点から独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止することとしております。

第二に、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律案につきまして、

事務局側 発議者 横屋 敬悟君
常任委員会専門 高山 達郎君

委員長
正光君

本日の会議に付した案件

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(衆議院提出)

○戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(谷博之君外十一名発議)

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(谷博之君外十一名発議)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(山内俊夫君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

その提案の理由及び内容並びに衆議院における修正部分について御説明申し上げます。

平和祈念事業特別基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行なうこと目的としたものであり、これまでに、関係者の労苦に関する資料の収集・保管や調査研究、平和祈念展示資料館を中心とした展示や講演会、戦後強制抑留者等に対する銀杯・書状などの慰労品の贈呈及び慰労金の支給などの事業を行ってきたところであります。

しかししながら、長きにわたってその解決が求められてきた戦後強制抑留者、恩給欠格者及び引揚者の問題、いわゆる戦後処理問題の解決について、戦後六十一年を経過し、関係者の著しい高齢化の状況等にかんがみ、最終決着を図る必要があります。

また、平和祈念事業特別基金は、今般の特殊法人等改革により行政の効率化が求められる中、独立行政法人となつたものであります。役職員の入会費や展示資料館の維持などの費用が負担となり、折からの低金利も重なり、基金の運営は大変厳しいものとなつておられます。

以上のことから、平和祈念事業特別基金を解散することとし、それまでの間、その資本金の一部を取り崩し、新たな慰藉事業を行うことができるようになります。本法律案を提出するものであります。

○委員以外の議員(谷博之君) ただいま議題となつた戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案及び独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案につきまして、共同提案者である民主党・新緑風会、日本共産党、社民党・護憲連合を代表して、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦後六十一年がたち、また、今月は、一九五六

年の日ソ共同宣言によつて最後のシベリアからの引揚げ船が舞鶴に入港してからちょうど五十年目に当たります。四五年八月十五日に戦争が終わり、日本軍の武装解除が行われる中、スターインの極秘指令によつて、旧ソ連・モンゴルの地域に五十七万人以上に上る方々が連行され、過酷な寒さと飢え、医薬品の不足などに苦しみつつ、長期間にわたつて抑留され、強制労働に従事させられたのがいわゆるシベリア抑留でした。そして、そのような悲惨な状況の中で、抑留された方々の約一割に相当する六万人前後が亡くなつたとされています。これは、戦闘中の死亡、突発的な災害や事故の中で起きた犠牲ではなく、日本に帰す、ダメイ・トーキョーなどとだまされて、拉致・強制連行され、奴隸労働を強いられた結果、人為的に引き起こされた静かな大量死でした。シベリア抑留は、武装解除した日本兵を早期に帰国させることを定めたボツダム宣言に違反し、捕虜の取扱いに関する当時の国際法規にも反した重大な拉致事件、人権侵害事件でした。

南方地域で捕虜となつた方々は、帰国後、國から、捕虜であつた期間中の労働賃金の支払を受け

ることができました。しかし、シベリア等で戦後強制抑留された方々への補償問題は戦後半世紀以上もの長きにわたつて未解決のままであります。これはに対する補償を避け、平和祈念事業特別基金を通して、抑留された方々のうち、約十八万人の恩給欠格者には一人十円の慰労金、銀杯と感謝状を支給するにとどまつてしましました。当然、抑留された方々の大半が納得していません。裁判所に訴えたり、様々な運動や訴えを重ねてこられ、今日に至っています。

捕虜を強制抑留し、人権を侵犯した旧ソ連側

は、九三年に来日したエリツィン初代ロシア大統領が深甚なる謝罪を表明しています。しかし、請求権については日ソ共同宣言で相互放棄していることから、その補償については国内的に措置するほかはありません。九七年の最高裁判決も、戦後

強制抑留された方々に対する補償の要否及び在り方については、立法府の総合的政策判断にゆだねられるものとしています。

さらに、最長十一年にわたる収容所での抑留から解放されて帰国した後も、多くの方々がシベリ

ア帰りというレッテルを張られて、GHQの指令

で公安の監視下に置かれ、就職など差別を受け、

大変な苦労をされて戦後を生きてこられました。

このような戦後の特殊な境遇は、日本社会によつてもたらされた不利益あるいは差別であり、その

ことについて今まで社会として十分な反省がない

されてきたとは言えません。未払賃金の問題だけ

でなく、本邦帰還後の状況や、以上の問題を長年

放置してきたことについても、日本社会全体として認識し、戦後強制抑留された方々に対し可能な限りの慰藉を行なうべきであると考えるものであります。

抑留された当事者の方々の平均年齢も現在八十四歳前後となつておらず、存命の方々は推定で十一

万人弱と言われ、さらにその数は減ってきていま

す。このようなことからも、国として、速やかに適切な措置を講ずる必要があるとの考えに基づき、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に

関する法律案を提出させていただいた次第です。

この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の

地において、長期間にわたつて劣悪な環境の下で

強制労働され、多大の苦難を強いられたこと、そ

の間において過酷な強制労働に従事させられ、ま

た、それにもかかわらず当該強制労働に対する対

価の支払を受けないことになどの特別の事情にかんがみ、あわせてそれらの者が本邦に帰還したこと

としておりまます。

特別給付金は、旧ソ連又はモンゴルの地域にお

いて戦後強制抑留された者で日本国籍を有するものに、一時金として支給するものであり、その額

は三十万円から二百万円としております。

また、国は、この法律の施行後速やかに、旧ソ連等の地域で戦後強制抑留された者であつて日本

の国籍を有しないものその他特別給付金支給対象

者以外のもの、及び樺太、千島、北朝鮮、旧関東

州、旧満州等の地域で戦後強制抑留された者であつて戦後強制抑留者と同様の実情にあつたもの

に係る強制抑留の実態調査を行うとともに、その

結果等を踏まえつつ、それらの者その他の関係者

の労苦に報いる等のための方策について検討を加え、必要な措置を講ずるものとしております。

なお、この法律の施行期日につきましては、平成十九年一月一日としております。

次に、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に

関する法律を廃止する法律案の概要について御説明申し上げます。

独立行政法人平和祈念事業特別基金につきましては、関係省庁の天下り先となつて、似たよ

うな趣旨や目的の施設がほかにもあり税金の無駄遣いであるなど、厳しい批判がなされていること

を踏まえ、行政の効率的実施の観点等から、速やかに解散することとし、現在基金により行われて

おります贈呈事業について未申請者の方々への呼び掛けを集中的に行い、事務処理を進めた後、平成二十年四月一日をもつて基金等に関する法律を廃止することとしております。

なお、基金が保管する戦後強制抑留者等の労苦

に関する資料につきましては、その労苦について

国民の理解を深め、かつ、戦争犠牲としての体験

を後代の国民に継承することの重要性にかんがみ、その資料が適切に保存されるよう、国は必要な措置を講ずるものとしております。

委員各位には、兩法律案の趣旨につきまして十分に御理解を賜り、慎重に御審議の上、速やかに

御決議あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山内俊夫君) 以上で三案の趣旨説明の

聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることいたしま

す。

○委員長(山内俊夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(第百六十三回国会衆第二号) 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(参第三号)、以上三案の審査のために、来る十四日午前十時に参考人の出席を求める。その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内俊夫君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時十四分散会

○委員長(山内俊夫君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時十四分散会

十二月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

(第六六四号)(第六六五号)(第六六六号)

(第六七五号)(第六八〇号)(第六九二号)

(第六九三号)(第七三一号)(第七三二号)

(第七四九号)(第七五四号)(第七六四号)

(第八〇七号)(第八一二号)(第八六三号)

(第八七八号)(第九〇〇号)(第九〇一号)

(第九〇七号)(第九四六号)

第六六四号 平成十八年十一月二十四日受理
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願

請願者 神戸市中央区港島中町二ノ五ノ

紹介議員 前田徹 外七百六十二名

この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

第六六五号 平成十八年十一月二十四日受理 シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 請願者 北海道上川郡下川町南町八五 畑美奈 外五百四十四名 紹介議員 峰崎 直樹君	この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。 第六六六号 平成十八年十一月二十四日受理 シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 請願者 神奈川県鎌倉市津西一ノ一五ノ二 杉本富雄 外五十七名 紹介議員 田 英夫君
第六六七号 平成十八年十一月二十四日受理 シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 請願者 福岡県春日市宝町四ノ一三ノ一 古賀美義 外二百八十四名 紹介議員 前田 武志君	この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。 第七三二号 平成十八年十一月二十七日受理 シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 請願者 東京都足立区中央本町二ノ二三ノ一 五 酒井和吉 外百三十名 紹介議員 円 より子君
第七四九号 平成十八年十一月二十七日受理 シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 請願者 小泉康子 外二百三十八名 紹介議員 吉川 春子君	この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。 第七四九号 平成十八年十一月二十七日受理 シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 請願者 小泉康子 外二百三十八名 紹介議員 吉川 春子君
第八三三号 平成十八年十一月二十九日受理 シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 請願者 茨城県龍ヶ崎市貝原塚町二、九二 六ノ二 小嶋稔 外百四十九名 紹介議員 郡司 彰君	この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。 第九四六号 平成十八年十二月一日受理 シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 請願者 三重県いなべ市北勢町小原一色四 七四 片山国春 外百三十五名 紹介議員 芝 博一君
第九〇七号 平成十八年十一月二十八日受理 シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 請願者 山形県鮎海郡遊佐町白井新田 池	この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。 第九〇七号 平成十八年十一月二十八日受理 シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 請願者 山形県鮎海郡遊佐町白井新田 池

労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、あわせてそれら者が本邦に帰還した後の状況等についても考慮し、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主义共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したものをいう。

(特別給付金の支給)

第三条 戰後強制抑留者でこの法律の施行の日に

おいて日本の国籍を有するものには、特別給付金を支給する。

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、総務省が本邦に帰還した後の状況等についても考慮し、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するため特別給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

3 前項の請求は、総務省令で定めるところにより、平成二十七年三月三十一日までに行わなければならぬ。

4 前項の期間内に特別給付金の支給を請求しなかつた者は、特別給付金は、支給しない。

(特別給付金の額等)

第四条 特別給付金の額は、戦後強制抑留者の帰国時期の区分に応じ次の表に掲げる額とし、これを一時金として支給する。

帰 国 の 時 期	特 別 給 付 金 の 額
昭和二十三年十二月三十一日まで	三〇〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	五〇〇、〇〇〇円
昭和二十六年一月一日から昭和二十七年十二月三十一日まで	一、〇〇〇、〇〇〇円
昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日まで	一、五〇〇、〇〇〇円
昭和三十年一月一日以降	二、〇〇〇、〇〇〇円

(特別給付金の支給を受ける権利の承継)

第五条 特別給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が死前に特別給付金の支給の請求をしていなかつたときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別給付金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の支給の請求は、全員のためその全額につきしたもののみなし、その一人に対しても特別給付金

条第三項の規定は、準用しない。

(譲渡又は担保の禁止)

第七条 特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第八条 特別給付金の支給を受ける権利は、差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による場合は、この限りでない。

(非課税)

第九条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができます。

(特別給付金の返還)

第十条 不実の申請その他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者が、総務大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、総務大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者が、その指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、総務大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

(督促)

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(総務省令への委任)

第十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総務省令で定める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年一月一日から施行する。
(総務省設置法の一部改正)
第二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のよう改定する。

号)の一部を次のよう改定する。

(第四条第八十八号の次に次の二号を加える。)

八十八の二 戰後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律(平成十八年法律八十八号)第三条第一項の規定による特

別給付金に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)は、廃止す

る。

(検討等)

第三条 国は、この法律の施行後速やかに、第二条の地域において戦後強制抑留された者であつて日本の国籍を有しないものその他第三条第一項の規定による特別給付金の支給の対象となつている者以外のもの及び樺太、千島、北緯三十度以北の朝鮮又は元の關東州、元の満洲等の中国の地域において戦後強制抑留された者であつて第二条の地域において戦後強制抑留された者と同様の実情にあつたものに係る強制抑留の実態について総合的に調査を行ふとともに、その結果等を踏まえつつ、それらの者その他の関係者について労苦に報いる等のための方策に関し検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、約三百九十億円の見込みである。

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)は、廃止す

る。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散等) 第二条 独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。
2 国は、基金が保管するこの法律による廃止前の独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第一条の関係者の労苦に関する資料が、前項の規定により基金が解散した後においても、当該関係者の労苦について国民の理解を深め、かつ、戦争犠牲としてのその体験を後代の国民に継承するための資料として適切に保存されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 基金の平成十九年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第三十八条に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、総務大臣が前年の例により行うものとする。
4 基金の平成十九年四月一日に始まる事業年度における業務の実績及び独立行政法人通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績については、総務大臣が評価を受けるものとする。
5 第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第七条 基金は、第十三条第一項第四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、その資本金の一部を取り崩すことができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、基金に対する政府の出資はなかつたものとし、基金は、その額により資本金を減少するものとする。
附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。
(独立行政法人平和祈念事業特別基金の解散等) 第二条 独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属する。

2 基金の解散の日の前日を含む事業年度は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第三十六条第一項の規定にかかわらず、その解散の日の前日に終わるものとし、当該事業年度に係る決算並びに独立行政法人通則法第三十八条
2 基金の解散の日の前日を含む事業年度は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案)
3 基金の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績については、総務大臣が独立行政法人通則法第三十二条第一項の評価を受けるものとする。
4 第一項の規定により基金が解散した場合における解説の登記については、政令で定める。(罰則に関する経過措置)
第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第七条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第八条 削除
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 第一〇一六号 平成十八年十二月五日受理 請願者 福岡県大牟田市歴木七九四ノ六 永松未帆 外四百四十二名 紹介議員 福島みづほ君 この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。
シベリア抑留問題の早期解決に関する請願 第一〇一六号 平成十八年十二月五日受理 請願者 塚市南区原山台四丁八ノ一ノ四〇 西浦正明 外二百九名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第六六二号と同じである。

平成十八年十二月二十日印刷

平成十八年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B